

第13回鹿児島地区合併協議会会議結果

日時 平成16年2月13日(金)午後4時

場所 鹿児島サンロイヤルホテル1階エトワール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事

第60号議案 鹿児島地区合併協議会において確認済みの議案の取扱いについて

原案のとおり決定。

第61号議案 鹿児島地区合併協議会において提案中の議案の取扱いについて

委員から、「桜島町民の生活実態は、鹿児島市に依存するところが大きく、交通手段として町営バス、フェリーの利用は必要不可欠なものである。本町の高齢者は、これまで敬老パス券でフェリー、町営バスを無料で利用してきたが、これが一部有料制度となると、合併による高齢者への急激な負担増となることは確かである。このようなことから、本町議会の特別委員会としては桜島町の現行制度を継続できないかという強い意見等があり、基本的には反対であるという意見があった。再度考え方をお聞かせいただきたい。」との質問あり。

これに対し、専門部会から、「鹿児島市の敬老パス制度については、制度発足以来30数年が既に経過しており、この間の急速な少子化の進行の中でこの制度を将来とも堅持し継続するためには、一部自己負担制度の導入などの制度の見直しが必要であると考え今回の提案を行った。合併により、行政の一体化を図ることになるが、一部の地域のみ特定の制度を適用するということは、かえって住民に対して、不公平な行政サービスの提供を行うこととなるため適切ではないのではないかというふうに考えている。桜島町民の方々は、現在鹿児島市域内ではバス、電車を利用される場合は実費を負担されていると思うが、合併後行政の一体化が図られ、敬老パス制度が適用されることになると同じ市民として敬老パス制度を利用できるようになるので、このような観点からもご理解を賜りたい。」旨の説明あり。

委員から、「合併後の市として、行政の一体化、行政の公平性等の考え方については、十分理解できるところであり、また、この制度そのものを今後も引き続き継続していくための見直しであることも理解できないわけではないが、桜島町は海を隔てた立地条件にあることや、バスやフェリーは高齢者の方々にとっては桜島町で生活する以上「唯一の足」であることを考慮していただきたい。桜島町においては今回の合併による制度の変化であって、しかも高齢者に対する負担増であるので、これらの実情を十分考慮し、本町の高齢者にも納得してもらえぬ制度にするためにも、この制度導入の時期、実施方法、負担額等

について十分検討を重ねていただきたい。さらに、この一部自己負担制度の導入による現行制度の見直しにあたり、自己負担の軽減措置や新たに70歳に到達する者から新制度を適用するなどの経過措置等は設けられないものかなどの提言も出されているので、十分な議論の上、調整されるよう強く要請する。」旨の発言あり。

委員から、「一体化ということについては十分理解するが、合併特例法の中にも経過措置があり、合併特例法を最大限に駆使することがなぜできないのか。桜島町の現状については、一体化ということで公平化を欠くという意見もあるだろうが、フェリーやバス事業において、長年行政施策の重点施策として住民福祉サービスを目的として無料としている。合併時に即廃止ということのようだが、経過措置を何とか設けてほしい。」旨の発言あり。

これに対し、事務局から、「合併特例法の措置はこの敬老パス制度の措置と直接にはリンクしないものと思っている。議案にあるように、合併時までに見直しについて決定していくことになっているので、その中で検討することになる。」旨の説明あり。

委員から、「桜島町の福祉行政の最重点施策としてこれまで続けてきた制度である。そのような制度を合併による一体化の名のもとに切り捨てるというようなことは、町民の感情としても、また高齢者の声としても、これは町民のコンセンサスは得られないと思う。そのような意味から、合併時までの検討の中で十分検討していただくよう強く要請したい。」旨の発言あり。

これに対し、会長から、「事務局説明のように、今後具体的な実施方法、時期等を協議していくことになる。ここで結論のである問題ではないのご理解願う。」旨の発言あり。

共通委員から、「一体化ということは基本ではあるが、実態面で特別な事情があるような場合には、やはりそれを考慮することも必要だと思う。桜島町から強い意見が出ており、特別な事情があると私達も考えるので、是非見直しの中で経過措置など、今出された意見も含めて検討してもよいのではないかと思う。」旨の発言あり。

委員から、「第61号議案については、敬老パス制度及びすこやか入浴事業、友愛パス制度、新市まちづくり計画の3項目あるが、鹿児島市議会の特別委員会において各面から議論をし、議案全体としては異存はないということで意見の集約をみている。鹿児島市議会の委員会の論議の中では、敬老パス制度については、議案には一部自己負担制度の導入などとあり、この「など」という文言には、ICカードの可能性や交通事業者との負担のあり方などを含め、検討していくべき事項があるとの説明がなされ、一部自己負担制度の導入など、その見直しの内容等の決定に当たっては、案がまとまった段階で、今後本市議会にも十分説明を行い、協議していくことになるとの考え方が示されている。また、友愛パス制度については、年齢要件等の見直しという表現になっているが、このことは、70歳以降についても引き続き無料で利用できるという見解が示されたところである。このことを踏まえ、敬老パスと友愛パスについては、原案を了承するということで意見をまとめているが、合併協議会事務局としても、同じ認識を持っていると理解していいか。」との質問あり。

これに対し、専門部会から、「只今発言があったように対応していきたいと

考えている。」旨の説明あり。

委員から、「同じ認識であるということによって理解したいと思う。次に、新市まちづくり計画に関しては、新市まちづくり計画の基本目標である「機能的で多彩な交流が広がるまち」において、県の事業ではあるが、マリノポートかごしまの推進が掲げられていることは容認しがたいという意見が出されている。また、財政計画に関しては、国の財政支援措置の一つに、行政の一体化に要する経費や行政水準及び住民負担の格差是正に要する経費などの合併直後の臨時的経費に対し、普通交付税による包括的な財政措置があり、この措置では、上限が30億円と設定されている。しかしながら、国の示した人口規模等の算定式により計算すると、1市4町で合併した場合の措置額は、約53億円となり、上限とは約23億円程度の格差が生じている。また、算定式から逆算すると上限額である30億円の額に相当するのは約30万人程度の人口規模の都市となることから、このことは全国的な課題であるとも考えている。本来、合併により生じる経費については、国が適切に補てんするべきであり、鹿児島市議会としても3月議会の中で何らかの対応をすることも検討しなければならないと考えているが、合併協議会としても、あるいは会長の方からでも、国に対し適切な財政措置を要請するなどの方策について検討するよう要望する。」旨の発言あり。

これに対し、会長から、「要望として承りたい。」旨の発言あり。

以上のような質疑の後、本議案については原案どおり決定。

4 その他

・ 次回の開催について

事務局から、2月15日に実施される喜入町の住民投票結果及びそれを受けての喜入町としての最終的な方針の決定により今後の合併協議の進め方が異なるため、現時点では開催日時等を決定できない状況であることから、決定し次第、速やかにお知らせしたい旨を報告。

あわせて、今後の合併協議の進め方について、喜入町の住民投票の結果、「単独」を選択する票が多く1市4町の枠組みとなる場合は、それぞれの市町で規約変更議案等の議決を受けた上で、今回確認された第60号議案及び第61号議案の調整方針に基づいた合併協定書(案)を事前に送付し、各委員で検討された上で、第14回合併協議会で協議、確認いただく。「鹿児島地区」を選択する票が多く1市5町の枠組みとなる場合は、今回確認された第61号議案に喜入町分の追加等を行い、事前に送付し、各委員で検討された上で、第14回合併協議会で1市5町の議案として、あらためて協議、確認となる旨を説明。

5 閉会